

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷六十第

行發日一月五年二十正大

論叢

相續税の經濟政策觀……………法學博士 神戸 正雄
 階級に就いて……………文學博士 高田 保馬
 價値の類型と個性……………法學士 恒藤 恭
サン・ソンの社會改造哲學及び連帶思想……………文學博士 米田庄太郎
 本邦自殺の男女別……………法學博士 財部 靜治

時論

税法の新改正を論ず……………法學博士 小川郷太郎
 發明と國力……………法學博士 山本美越乃

說苑

水戸烈公の穀物政策……………法學士 本庄榮治郎
 中世末期に於ける村落の結合を論ず……………牧野信之助

雜錄

炭鑛労働者の生計……………法學博士 河田 嗣郎
 簡易平均法に就いて……………經濟學士 岡崎 文規

税法の新改正を論ず(一)

小川 郷 太 郎

第一 緒 言

第四十六議會に於ては税法の改廢に就て論議が盛に行はれた。其動機を與へたものは税法の改廢に關する政府案の提出であつた、即ち政府は本年一月二十三日所得税法中改正法律案、營業税法中改正法律案、實業税法中改正法律案、印紙税法中改正法律案、石油消費税法廢止法律案を衆議院に提出した。之に踵いで、憲政會は地租條例中改正法律案、營業税法廢止法律案、醬油稅則廢止法律案、自家用醬油稅法廢止法律案、織物消費稅中改正法律案を提出し、革新俱樂部と庚申俱樂部とは各地租條例廢止法律案と營業税法廢止法律案とを提出した。税法改廢案審議の進行するに伴ひ、更に所得税法中の改正に關する三案が議員より提出せられた。其一は山林所得に關する改正案で、岩本平藏氏外五名の提出にかゝれるものであり、其二は保險料控除査定に關する改正案で、金光庸夫氏外二名の提出にかゝるものであり、其三は貸付信託の利益課稅に關する改正案

で、鳩山一郎氏外三名の提出にかゝれるものである。又政府も二月十五日に至り明治四十一年法律第三十七號中改正法律案(地方税制限に關する件)及都市計畫法中改正法律案を提出するに至つた、此二改正法律案は營業税の附加税制限に關することである。

衆議院は是等諸法案を議し、政府案たる所得税法中改正法律案、營業税法中改正法律案に修正を加へて可決し、其他の政府案は悉く之を可決し、憲政會、革新俱樂部、庚申俱樂部の提出したる税法改廢案は悉く之を否決した、(二月十日)。岩本平藏氏外五名提出所得税改正法律案は修正の上之を可決し、(二月十日)、金光庸夫氏外二名提出の所得税法中改正法律案(三月六日)、鳩山一郎氏外三名提出の所得税法中改正法律案(三月廿一日)は共に之を可決した。營業税附加税制限に關する改正法律案(明治四十一年法律第三十七號中改正法律案并に都市計畫法中改正法律案)も亦同様に可決した。(三月十五日)

貴族院は衆議院を通過したる諸税法案の中政府の提出にかゝるものは悉く之を可決した(三月十五日)但し所得税法中改正案に對しては三個の希望條件を附した。衆議院提出にかゝれる所得税法中改正案の中で、貸付信託の利益課税に關する改正案は之を可決し、保険料控除査定に關する改正案は修正の上、之を可決し、山林所得課税に關する改正案は後日の改正に讓るの趣旨に依り之を否決した。(三月廿五日)

貴衆兩院を通過したる是等諸税法案は裁可を得て皆法律となつた。即ち所得税法中改正法は法律八號を以て、營業税法中改正法は法律第九號を以て、石油消費税廢止法は法律第十號を以て、

賣藥稅法中改正法は、法律第十一號を以て、印紙稅法中改正法は法律第十二號を以て公布せられた、皆三月二十六日の日付である。又都市計畫法中改正法は法律第二十七號を以て、明治四十一年法律第三十七號中改正法は法律第三十號を以て、貸付信託の利益課稅に關する所得稅法中改正法は法律第二十九號を以て公布せられた、此三者は三月二十八日付である。保險料控除査定に關する所得稅法中改正法は四月五日法律第四十一號を以て公布せられた。

此の如く新に法律となつた稅法も相當に多くあるが、之を性質上より見れば、所得稅、營業稅、印紙稅の改正と、石油消費稅との廢止の四とすることが出来る。賣藥稅法中改正法は賣藥營業稅を廢して、營業稅法中に於て之を稅せんとするものであり、都市計畫法中改正法并に明治四十一年法律第三十七號改正は共に營業稅附加稅の制限に關するものであるから、營業稅の改正の中に包括することが出来、法律第二十九號法律第四十一號も共に所得稅の改正の中に包括することが出来るからである。

以下私は所得稅營業稅印紙稅の改正と、石油消費稅の廢止とに就て、個別的に論評を試みて見たいと思ふ。

第二 所得稅の改正

所得税法の改正は之を四點に大別することが出来る、其一は所謂財産保全會社の合法的脱税を防止することであり、其二は銀行預金并に貸付信託に對し第二種所得税を課することであり、其三は保険料の控除査定であり、其四は脱漏所得に對する溯及的課税である。以下項を逐ふて別々に吟味して見やう。

一 財産保全會社の合法的脱税に對する防止法

財産保全會社の合法的脱税は普く行はれてゐる所であるが、其由來する所は會社より受くる配當金又は賞與金を個人所得に綜合して課税するといふことに存してゐる。此綜合課税主義は大正九年の所得税法改正に依て初て採用したもので、實に我所得税法の一大廻轉時期を劃するものである。綜合課税主義が採用せられて以來、世の資産家は頻に遁脱せんことを工巧するに至つた、そは親族に會社を設立し、之に他の會社の株式を所有せしむるのである、さうなれば其會社が配當を受け、個人たる資産家は配當を受けない事になる、従つて他の個人所得に綜合して累進税率を適用せられなくなる、此の如き會社が株式を有すといふことは法律で禁じてゐない、而して之に依つて個人所得税を遁脱することが出来る、是れ合法的脱税といはるゝ所以である、既に合法的である、法律の制裁を受くる所がない、そこで資産家は争て此の如き財産保全會社を設立するに至つた、中には夫婦二人のみで此の如き會社を設立してゐる者も少くないといふことである、

こは財産保全會社といはんよりも脱税會社といふ方が妥當である、併し合法的脱税は必ずしも新しい會社を設立するに及ばぬ、大正九年前に財産保全會社を設けてゐたものでも、其會社に株式を所有せしめて個人への配當を避けてゐる以上は、配當金に對する綜合課税を免れることになる、是れ亦脱税の目的をも有するものと謂はねばならぬ。

所で財産保全會社に依つて合法的脱税を圖るといふことは、今日に於て初めて判つたことで無い、大正九年所得税法改正案が提出された當時に於て既に豫想せられたことであつた、私は第四十二議會の所得税法中改正法案特別委員會に於て之を指摘し、法案が此合法的脱税に對し豫防する方法を講じてゐないのを批難した。其時政府委員は之を冷眼で迎へ、「財産保全會社に依る合法的脱税は起るにしても例外的現象に過ぎまい、例外を以て一般を律すべきでない」と答へた。所で其後の事實に徴するに、當局者の例外に過ぎないと公言したことは一般的となつた、そこで當局者も此事實の前には抗辯することが出来なかつたと見え、臨時財政經濟調査會に於て税制整理が議せらるゝに及び、財産保全會社の合法的脱税を豫防する方法をも講ずることになつた。臨時財政經濟調査會の答申案を見るに、財産保全會社の脱税豫防に關しては次の如き改正意見を立てゝある、

(1) 法人にして其事業の性質より觀察して必要ありと認むる程度以上に社内留保を爲したるものあるときは、其の金額は其出

資額に應じ之を配當したるものと看做して各個人に綜合課税すること

(ロ) 前項必要なる留保金の程度は大藏大臣之を認定すること

(ハ) 右の認定に對し不服なる者に對しては行政訴訟を許すこと

臨時財政經濟調査會の此改正意見は財産保全會社の社内留保金を以て一定限度内に於て個人に配當せられたものと看做すといふ所に精神が存してゐる。

新改正法の財産保全會社の脱税防止に關する規定も亦此精神より出でたるものに外ならぬ、即ち其規定は左の如くである。

第七十三條ノ二、政府ハ法人ノ株主又ハ社員ノ一人及其ノ親族、使用人其他特殊ノ關係アリト認ムル者ノ株式金額又ハ出資金額ノ合計ガ其法人ノ株式金額又ハ出資金額ノ二分ノ一以上ニ相當スル法人ニ付テハ其留保シタル所得中左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限り之ヲ株主又ハ社員ニ配當シタルモノト看做スコトニ得。

一、事業年度末ニ於ケル積立金及其事業年度ノ所得中留保シタル金額ノ合計金額ガ其事業年度末ニ於ケル拂込株式金額又ハ出資金額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其超過金額ニ屬スル其事業年度ノ所得中留保シタル金額ヨリ其事業年度ニ於ケル所得ノ二十分一ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額

二、各事業年度所得中留保シタル金額ガ其事業年度ニ於ケル所得ノ十分ノ三ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其超過金額各事業年度所得中留保シタル金額ガ其事業年度末ニ於ケル拂込株式金額又ハ出資金額ニ對シ年三十分ノ一ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超過セザルモノニ付テハ前項第二號ノ規定ヲ適用セズ

第七十三條ノ三、前條ノ法人ト其ノ株主又ハ社員及其ノ親族、使用人其他特殊ノ關係アリト認ムル者トノ間ニ於ケル行為ニ付所得税遁脱ノ目的アリト認ムル場合ニ於テハ政府ハ其ノ行為ニ拘ラズ其認ムル所ニ依リ所得金額ヲ計算スルコトヲ得、

右の規定の中第七十二條の二の二項は政府案に無かつたもので、衆議院が之を加へたものである。

此改正規定に就ては種々の議論が出來やうが、先づ問題となるのは財産保全會社とは如何なる會社をいふのであるかといふことである、議會に於て此改正案が議せられてゐたときその問題も起つたさうであるが、政府は之に對して定義を下し、「家族近親等を以て組織したる會社にして其經濟上の實質に就ては大體一個人の會社を認め得るもの、而して其目的は財産の管理運用を主とするもの」と答へたさかといふことである。法文には財産保全會社といふ文字はあらはれてゐないが、眼中にしてゐる所は一人及親族使用人其他特殊關係人の株式金額又は出資金額の合計が其法人の株式金額又は出資金額の二分の一以上に相當する法人である、此の如き法人に於ては其一人が法人を左右する力を持つことになる、故に實質上は其法人は此一個人に屬してゐると思つても可い、換言すれば其一個人の會社である、所で此の如き一個人の會社であつても事業の經營をなすのがあり、又は單に財産の管理運用を爲すのがある、改正規定は此の後の場合を眼中にしてゐる。一個人の會社にして事業を經營するものにありては、其事業に必要な積立金をなすの要がある、故に積立金多しとて強ち脱税の目的のみを有すると速斷することが出來ぬ、從て此の如き事業經

營會社の積立金に對しては留保所得税を課するに止めて、之を個人に配當したるものと看做して課税せない、例へば保險業や船舶業の如きものである、こは政府委員が衆議院の所得税法改正法案特別委員會に於て明言した所である。併し乍ら一個人の會社にして事業を經營するものにありても、必要以上の積立金をなすものは他面財産の管理をなす目的を有するものと見ることが出来る、故に其必要以上の積立金に對しては之を個人に配當したるものと看做して之に第三種所得税を課するのである、其主として他の會社の株式のみを財産として管理するものにありては茲に所謂財産保全會社の本色を最も能く發揮することゝなるのである。

此の如く一個人の會社と認めらるべきものを財産保全會社として取扱ふか否かは政府の手心如何に存してゐる、從て資産家にあつては多少不安の念を生ずるかも知れぬ、現に貴族院にありては、之を以て産業の發達を害するものとし、大に批難してゐたやうである、併し乍ら如何に政府の手心とはいへ、一個人の會社で事實、事業を經營してゐるものに對し、そが多くの積立金を要するものであるに拘らず、之を脱税を圖るものとして課税するやうのことはあるまい、又假令稅務署の官吏がさうやうなことを企つとしても、之を決行するには所得審査委員會の決議を経ねばならぬ、故に稅務署の得手勝手になすことは出來ぬ、そこに一の保障があると謂はねばならぬ。

次に財産保全會社の社内留保に對して幾何を個人配當と見るかに就ては、改正規定は、社内留保

額（從來の積立金に其事業年度に於ける留保所得を加へたるもの）が拂込資本金額の半を超過する場合と超過せざる場合とを區別し、前の場合に於ては、其事業年度内に於ける所得の二十分の一だけを社内留保とし、それ以上を個人に配當したるものと看做すのであり、後の場合に於ては、其事業年度に於ける所得の十分三迄を社内留保とし、それ以上を個人に配當したるものと看做すのである。換言すれば、第一の場合に於ては其年度の所得の二十分一迄は社内留保として百分十の稅率に依つて留保所得稅を課せられ、残り二十分の十九は悉く他の個人所得に綜合せられ累進稅率を適用せられるのである。第二の場合に於ては、其年度の所得の十分の三迄は社内留保として百分の五の稅率に依つて留保所得稅を課し、其殘額十分の七は他の個人所得に綜合して累進稅率を課するのである。

此の如く社内留保額が拂込資本金額の半を超過すると否とに依つて大に取扱を異にしてゐる所以は何であるかといふに、一は留保所得稅に此區別を設けてゐるのにも因らうが、一は社内留保金が多くなるに従ふて事業上から必要といふ言ひ分が立ち難くなり、脫稅の爲めに行ふことが證據立てられるからである、只其社内留保金が拂込資本金額の半を超過するといふ點を境としたのは單に機械的であつて、便宜上斯く定めたといふより外に理由あるまい。

以上は一個人の會社が得たる所得と其社内留保額との比に就て觀察したるものであるが、新規

定は更に其所得額と資本額との比をも考慮することとしてゐる、即ち巨額の資本に對して極めて僅少なる所得を得たる場合に於ても、その所得の三割以上は個人に配當せられたるものと見るのであるが、事業經營を兼ね財産を管理する會社にありても、其積立金が相當に多くなならない間は、資本金に對する極少の所得を社内留保するも、強ち脱税の爲めとのみ趣斷することが出来る。そこで改正法は各事業年度所得中留保したる金額が其事業年度末に於ける拂込株式金額又は出資金額に對し年三十分の一の割合を以て算出したる金額を超過せざるものに就ては、假令其留保金額が其年度の所得の十分の三を超過するも、個人に配當したるものと看做さないと定めてゐる。

是等の規定は慥に從來盛に行はれてゐたる合法的脱税を防ぐことが出来やう。自己の有する株式を此種の保全會社の有に移して脱税を圖らんとする者に對しては最も手厳しく適用せられることになるに相違ない。今保全會社が他の會社の株式を所有し管理するより外の目的を有せざるものに就て之を考へんに、其初めに當つては他の會社より得べき配當金の三割は保全會社の社内留保として置くことが出来るが、其残り七割は個人所得に綜合せられて累進税率を適用せられるから、其七割の範圍に於ては脱税の目的を遂ぐる事が出来ぬ、其後に至つて此三割迄の社内留保が重なりて終に保全會社の拂込資本額の半以上となるときは、其後の社内留保は其年度の所得の

百分の五以上に上ることが出来ぬから、百分の九十五迄は脱税の目的を達することが出来なくなる。是れ私が今日盛に行はれてゐる合法的脱税が或る程度に於て防ぐことが出来るといふ所以である。

併し乍ら一步を進めて考ふれば、是れでも未だ以て完全であるといふことが出来ぬ、現に前の例に依つて之を見ても保全會社を設立しさへすれば、各事業年度に於ける所得の三割迄は配當せないで、社内に留保しそれだけ脱税することが出来るからである。私の思ふに事業經營を兼ねて財産の管理を爲す會社にありては所得の十分の三迄を社内留保と認むるも敢て不當ではないけれども、單に他の會社の株式のみを所有するが如き純然たる保全會社に至つては所得の三割迄を社内留保と認むるのは、寛大に失してゐるといはねばならぬ。是に於て私は此新規定も未だ以て合法的脱税を爲すが爲めに會社を組織するの弊風を一掃することが出来ぬと斷言して憚らぬのである。

以上述ぶるが如く、改正所得税法は、保全會社に依つて合法的脱税を圖ることを大分阻止することになるが、是等の規定が貴衆兩院に討議せられたときには、保全會社の由つて起つた原因を尋ね、之を綜合課税の罪に歸し、綜合課税主義を廢し、源泉課税主義に改むべしとの議論が起つた。殊に貴族院にては其議論が甚だ熾であつて、一時は所得税改正法案の運命も危かつたといふ

ことであつた。所で政府は之を憂ひ、大に其間に奔走し、其荒々しき空気を緩和したものと見え、貴族院は單に希望條件を附して所得税法案を看過することゝした。その希望條件で綜合課税主義並に保全會社の脱税取締に關係するものは左の二である、曰く、

一、現行所得税法ニ於テハ法人ヨリ受クル利益ノ配當ヲ第三種所得トシテ綜合課税ヲ爲スベキ規定ヲ存スト雖トモ此ノ如キ

徵稅手續ノ繁雜ヲ來タシ納稅者ヲシテ不安ノ念ヲ抱カシメ又徵稅費用ヲ増加セシムルノミナラズ株式ノ醜集ニ依ル各種事業ノ萎靡衰頽ヲ招キ延テ國民ノ企業心ナ阻礙セシムルノ恐アリ且ツ又現行法規ニ於テモ遁脫ノ方法ヲ講スベキ幾多ノ缺陷アリ、必ズシモ現行法規ニ於テ最モ公平ナル課税ノ負擔ヲ爲サシメ得ルモノト言フベカラズ、政府ハ宜シク此等ノ諸點ニ鑒ミ産業政策ニ著眼シテ成ル可ク速ニ適當ナル機會ニ於テ配當所得ヲ第二種所得トシテ源泉課税ノ方法ヲ採ルノ道ヲ講ゼラレンコトヲ希望ス

二、今次ノ所得税法改正案ハ現行所得税法が綜合課税主義ヲ採用セル結果所謂合法的脱税ヲ爲ス目的ヲ以テ設立セラレタル法人ヲ取締ル趣旨ニ出デタルモノナルモ是ガ實施ノ曉ニ於テハ却テ遁脫ノ目的ヲ有セザル善意ノ法人ヲ適當ニ壓迫スルノ嫌アルヲ以テ政府ハ改正法規ノ適用上現行所得税法實施前ニ設立セラレタル法人ニシテ特ニ遁脫ノ爲メニ利用セラレザルモノハ勿論其他法人ニ付テモ克ク其事業ノ性質ヲ參酌シ稅務官吏ノ專恣ヲ豫防スル方法ヲ講ゼラレンコトヲ希望ス

此希望は特別委員會で全會一致の希望であつて、又政府も之に對して同意を表したといふのである。兎に角此希望附で貴族院は所得税法改正案を通過したのである。

此希望の中、財産保全會社で逋税を目的とせざるものを適當に壓迫せない様に稅務吏を戒飭せよといふ希望は、至當な希望である、又此希望が無くとも政府は法の精神に遵ひ逋税の爲めにする會社のみを取締まるべきである。所で第一の希望たる配當所得に對して源泉課税主義を採用す

べしといふ希望は、現行所得税を根本的に覆へすものであつて、負擔の公平を得る所以でない、私は嘗て大正九年所得税法改正の際、源泉課税主義の非を鳴らし、綜合課税主義を採らねばならぬことを明にした、今茲に其議論を繰返へすの暇を有たないが、貴族院に於て斯かる議論が今日に於て起つて來るといふことは、貴族院の爲めに悲しむべきことである、政府は之に對して同意したといふが、税制整理を策するに當り所得税を源泉課税主義に復歸せしむるが如きは、税法進歩の大勢に反するものであつて、到底之を實行することが出來まい、是が故に此の如き希望は資産家連の氣休すめに止まり、何等効力を有するものでないと斷せねばならぬ。

次に合法的脱税を圖る一の原因としては株式配當を得るが爲めに借入れたる借入金、の利子、を差引かないが爲めであるといふ論がある。是等の論者は衆議院にも貴族院にも相當にあつたやうである。是等の論者は、株式買入の爲めにしたる借金の利子を控除すれば、特に保全會社を拵へて通税を圖るものは少くならうといふのである。貴族院に於ては終にそれが所得税法改正法案を通せしむる一の希望條件となつてゐた。曰く

總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル收入金額ヲ以テ所得金額ト爲ス場合ニ於テ其收入ヲ得ルガ爲メ爲シタル負擔ノ利子ハ必要ノ經費トシテ控除スベキモノナルニ拘ラズ實際ノ取扱ニ就テハ之ヲ控除セザルガ如シ事實ノ確認シ得ラル、限リ之ヲ控除スルノ方針ヲ探ルコトヲ希望ス

此希望を抽象的に考ふるときは異論を挿むことが出來ぬが、之を株式買入の爲めにした借金の利子に適用するときは、第一に實行難が起る、蓋し其借金なるものが果して株式を買入るゝ爲めに爲されたものかどうかといふことが確かめ得られぬからである、是が故に事實確認し得られぬから其借金利子を控除し得ないといふことなつて來る。然らば此株式買入の爲にしたる借金の利子は毫も考慮せられてゐないかといふに、さうでない、株式の配當金に對しては四割を天引し其殘額六割だけを所得として計算してゐる、此四割で其實入の爲に爲したる借金の利子を支拂ひ得る譯である、然るに此四割控除をしてゐる上に更に買入資金の利子迄を差引くといふに至つては株式所有者を偏愛することとなり、却つて不公平を生ずるのである。畢竟是等の議論は資産家本位の議論であつて、所得税を公平に課するといふ立場から見て之を斥けねばならぬ。

二、銀行預金の利子并に貸付信託の利益に對する第二種所得稅

現行所得稅は大體に於て綜合課稅主義を採つてゐるのであるが、例外として源泉課稅主義を採つてゐるものがある。そは所謂第二種所得稅である。第二種所得稅は其初め公債社債の利子に課してゐたものであるが、大正九年の改正以來銀行定期預金并に定期預金の性質を有する銀行預金の利子に迄擴張することとなつた。所で斯ういふ風の立法となれば、事實定期預金であつても、定期預金でないやうな形を取り此第二種所得稅をも逃脫するに至るは自然の勢である、是れは現行所

得稅法の一大缺點である。

政府當局者も夙に此缺點に心付いた、臨時財政經濟調查會が稅制整理案を立つるに際しても、此點に就て所得稅法を改正せんとして居つた、即ち臨時財政經濟調查會の答申案に依れば、銀行預金(貯蓄預金を除く)に對しては總て第二種所得稅を課すること、しやうとするのである。

今回の所得稅改正法も此臨時財政經濟調查會の改正案から出て、「銀行定期預金又は定期預金の性質を有する銀行預金」を單に「銀行預金」に改めてゐる。(所得稅法二條及三條)

單に銀行預金といへば、定期預金と定期預金外の預金とを意味するのである、從て當座預金も亦其中に包括せられること論ずる迄も無い。所で貴族院に於いて當座預金利子に對する課稅に就て非常なる議論を生じた、其議論に依れば、當座預金の利子は外國銀行に於ては之を附けぬのが殆んど其主義になつてゐる、日本に於ても現に千圓以下の當座預金には利子を付せぬといふことになつてゐる、且つ當座預金は利殖が主でない、銀行から借りたるものを振替へ金の入用に從つて小切手にて引き出すといふ仕組になつてゐて金錢授受の手續を省くものであり、殊に銀行と銀行との當座勘定に至つては、爲替又は貸借の關係より當然生ずるものであるが、是等に課稅するに至つては徵稅上非常なる繁雜を來たすことになり不當であると難するのであつた。政府當局者は此議論に對して大に讓歩し政府は此の如き當座預金の利子に課稅する趣旨でないことを辯ずるに

至つた。そこで貴族院に於ては左の如き希望を條件として政府案を通過することゝなつた、曰く一國ノ信用制度ヲ發達セシメ滿取引ノ敏活ヲ期スルノ目的ヲ以テ政府ハ邊ニ印紙税法ヲ改正シテ小切手ノ印紙税ヲ免除セリ今回ノ所得稅改正案ニ於テハ定期預金以外ノ預金利子ニ對シテモ定期預金利子ト同一ノ課稅ヲ爲サントスルモノ、如キモ小切手ヲ以テ引出スベキ當座預金ノ性質ヲ有スルモノニ付キテハ政府ハ上記ノ理由ニ鑑ミ取扱上相當ノ考慮ヲ加ヘラレンコトヲ希望ス

此希望條件は單なる希望條件に止らず、政府が貴族院の意見に同意し、銀行預金といふも小切手を以て引出し得る當座預金を含まぬと解するならば、解釋上より銀行預金の意義を限定することになる、政府が之に依つて稅務官吏に訓令を發することになると、公權的解釋を與ふること、なるのである。

併し乍ら之を純理よりいへば、貴族院の議論も政府の解釋も當を得ないといはねばならぬ、現行預金といふ以上は當座預金を除外する理由はない筈である、若し當座預金を除外する意ならば當然之を法文の上にて謳つて置かねばならぬ。又當座預金に利子を附せねば、それは所得稅を課するに由ないもので、固より論のないことである、併し苟しくも利子を附するとせば、そは預主の所得の一部を形くるものである、それが振替に依らうが、銀行間の爲替尻であらうが、そんなことは問題でない、問題は利子を得るか否かである。現に此改正のない前に於ける所得税法の解釋に依つても、當座預金の利子は免稅せられてゐるのでない、預主の個人所得に綜合せられて課せられなければならなかつたのである、唯實際に於ては預主も銀行も之を申告せなかつたから

事實上免稅せられたと同じ結果になつてゐたに過ぎぬ。それであるから貴族院の論議に依つて當座預金の利子は免稅せらるゝものと解すべきで無い、又政府の公權的解釋に依つて當座預金利子は所得稅法の二條及三條に謂ふ所の銀行預金の中に含まれてゐないと決定しても、法の精神上に於て個人所得を形くるものでないとする譯に行かぬ、故に此改正法が公布せられた後も、理論上に於ては當座預金利子は免稅せらるゝものでないと思はねばならぬ。

銀行預金の利子に第二種所得稅を課すとすれば、次に信託預金の利子をも同様に取扱はねば權衡を得ないことになる、所で信託會社に預ける財産に就ては信託法に支配せられ銀行預金と同一視することが出來ぬ、それで銀行預金に似たものといへば、信託會社の引受けたる金錢信託にして信託財産の運用方法を預入れ又は貸付のみに限定したるものでなければならぬ、そこで此種の貸付信託に限り銀行預金と同様に取扱ふことが正當であるといふことゝなり、衆議院から提出せられ、貴族院をも通過することゝなり終に法律となつた、是に於て貸付信託の利益も綜合課稅主義の例外となり、第二種所得稅を課することゝなつた。

理窟の上からいへば、銀行預金の利子に第二種所得稅を課するを是認する以上は貸付信託の利益に對しても第二種所得稅を課することを是認せねばならぬ。併し尙一步を進めて考ふれば、第二種所得稅をそのものが當を得てゐないと謂はねばならぬ、既に綜合課稅主義を採る以上は公債社

債銀行預金の利子并に貸付信託の利益に對して源泉課税主義を認むる理由あるべきでない、只政府當局者は第二種所得税として課するに非ざれば、申告もせられず、實際に税することが出来ぬから已むを得ず此方法に依るといふのである。併し乍ら第二種所得税として捕捉することが出来る位ならば、申告の強制が出来ない譯は無い、是等の利子又は利益を得る人が申告を怠るも、其債務者をして申告せしむれば、其真相を知ることが出来る筈である。然るに我政府當局者は以上の如き課税技術上の理由を以て歩一步と第二種所得税の範圍を擴めつゝあるのである、一方に綜合課税主義の旗幟を鮮明にし乍ら他方に其反對の源泉課税主義に戻りつゝあるとも謂へるのである、明に所得税法進歩の大勢に逆行するものである。此理由に依り私は今次の此改正に賛意を表することが出来ないのである。

三、保険料の控除査定

保険料の控除査定に就ては政府當局者は賛成してゐなかつたらしい、法案は衆議院より提出せられ、貴族院の修正を経て終に法律となつた。

一體保険は富豪に取つては必ずしも必要のことでも無いが、勤勞所得に衣食してゐる者に取つては絶対に必要である。蓋し勤勞所得者が一度疾病に罹り又は死亡するときは以て家族を養ふことが出来なくなる、故に豫め保険契約を結び一朝變事のある場合に備へて置かねばならぬ、是れ

生活を安定せしむる所以である。果して然らば保険料は其勤勞所得者に取つて絶對に無くてはならぬ費用となるのである、従つて所得の中で保険料に充つべき部分は擔稅力を有せぬといはねばならぬ、是れ理論上保険料を控除せねばならぬ所以である。

私は此理由に依り第四十二議會に於て所得稅法改正が議せらるゝ時に當つても、其特別委員會に於て保険料の控除せられねばならぬ所以を痛論したが、當時の政府委員は其必要が無いとて之を斥けた。所が今回衆議院から提案せられて終に保険料控除の規定を見るに至つた、是れ亦我國に於ける所得稅の一進歩であると評せねばならぬ。

衆議院に於ては此保険料の額に就て何等の制限を設けなかつたが、貴族院は之に制限を加へ二百圓以下を控除することとした。一體保険料を免稅する理由は勤勞所得者の如き比較的貧しき人の取り結ぶべき保險契約に就て之を存するのである、富者の取り結ぶべき保險契約に就ては其保險料を免する理由が無いのである、故に保險料を控除するとしても何處かに制限を置かねばならぬことは事理の當然である、貴族院が茲に一定の制限を置いたのは當を得たといはねばならぬ。只二百圓で制限することが當を得てゐるか否かは問題である。今日の實情から考へ私は多少低きに失してはゐないかと思ふけれども、先づ此方面に關する立法の草分けとして見れば、私は是に満足の意を表せざるを得ないのである。

四、脱漏所得に對する溯及的課税

所得税は申告税である、個人の申告に依り所得の調査を行ひ以て個人所得の決定を爲して然る後課税するのである、所で經濟關係が複雑して來ては申告も其眞を穿つことが出來ぬ、一旦所得を決定したる後に於て個人所得の決定に脱漏のあつたことを發見することも起るのである、所得税は大體其一年間に得べき所得に對して税するものである、過去の所得に對して税すべきでない。併し乍ら個人所得の決定に脱漏があつたことが後になつて發見せられた以上は之を見すべし。課税より逸せしむべきで無い、そこで改正法は此の如き場合に於ては「其所得の決定をなすべかりし年の翌年に於ける所得調査委員會の調査に依り政府に於て其所得金額を決定することを得」と定めてゐる(第二十六條第二項)。是れは從來の所得税に見なかつた一の新しい主義である。

政府案に於ては其所得の決定をなすべかりし年の翌年より三年に於ける所得調査委員會の調査に依り政府に於て其所得金額を決定すとしてあつたが、衆議院は此の如く長い期間に亘つては其所得者をして徒らに不安定の感を有たしむることゝなることゝ其翌年限りに修正をしたのである。

此規定は株式の配當金を第三種所得に綜合して課税するに至つて殊に必要となつて來た、蓋し株式會社が多くなり、其株主が多くなつては、所得の決定期即ち八月末日迄に脱漏なく調査するこ

とは非常に困難となつた、而して其脱漏したことを其後に發見することも自然に起つて來る譯である、是れ此新规定が大なる意義を有する所以である。

X X X X

所得税法の改正は大正九年に於て既に一段落を告げたのであつたが、其中に尙缺點も少くなかつた。今回の改正法は其缺點の大なる部分を矯めることとなつた、故に私は之を所得稅立法の一進歩であるといふに躊躇せない。併し乍ら其缺點は總て取り除かれてゐるのでない、第二種所得稅を廢せないで却て之を擴張するが如き、個人所得に於て個人的事情の斟酌に一步を進めたけれども尙未だ盡さざる所あるが如き、累進級の刻み方が粗に失し、累進率の進め方が急となり過ぎてゐるが如きは其著しきものである、今回の改正は此最後の缺點に就ては一顧だもせなかつたやうである、他日の改正に待たねばならぬ。(未完)